

入札説明書

中部地方整備局木曽川上流河川事務所の「平成21年度 牧田川根古地地区用地調査」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 手続開始の公示日 平成21年6月18日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 木曽川上流河川事務所長 高野 匡裕

岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地

3. 業務概要

(1) 業務名 平成21年度 牧田川根古地地区用地調査（電子入札対象案件）

(2) 業務内容 本業務は、平成17年度牧田川根古地堤防補強工事及び平成19年度牧田川根古地築堤護岸工事に伴う地盤変動等による建物・工作物等に与えた被害について再調査を行い、修復に要する費用の再算定を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

◎用地調査

1) 準備打合せ（基本額）	1 業務
2) 準備打合せ（加算額）	6 地権者
3) 附帯工作物（住宅A）予備調査無	2 戸
4) 附帯工作物（住宅C）予備調査無	7 戸
5) 附帯工作物（農家A）予備調査無	1 戸
6) 営業調査・算定 営業A	2 事業所
7) 通損調査算定（仮住居必要）	9 世帯
8) 工損事後調査（木造建物A） 70㎡未満 再調査	1 棟
9) 工損事後調査（木造建物A） 70㎡以上130㎡未満 再調査	5 棟
10) 工損事後調査（木造建物A） 130㎡以上200㎡未満 再調査	5 棟
11) 工損事後調査（木造建物A） 200㎡以上300㎡未満 再調査	1 棟
12) 工損事後調査（木造建物C） 70㎡以上130㎡未満 再調査	1 棟
13) 工損事後調査（木造建物C） 70㎡未満 再調査	1 棟
14) 工損事後調査（非木造建物イ） 200㎡未満 再調査	4 棟
15) 工損事後調査（非木造建物イ） 200㎡以上400㎡未満 再調査	1 棟
16) 工損事後調査（非木造建物ハ） 200㎡未満 再調査	3 棟
17) 工損積算（木造建物） 70㎡未満	3 棟
18) 工損積算（木造建物） 70㎡以上130㎡未満	6 棟

19) 工損積算（木造建物）130㎡以上200㎡未満	5 棟
20) 工損積算（木造建物）200㎡以上300㎡未満	1 棟
21) 工損積算（非木造建物）200㎡以上400㎡未満	1 棟
22) 工損積算（非木造建物）200㎡未満	8 棟

(4) 履行期限 平成21年12月28日

(5) 資料等の提出方法

本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

① 当初より電子入札システムによりがたい者は、発注者の承認を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次の通りである。

・受付窓口：〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町 5－1

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 経理課

電話 058-251-1322 ファクシミリ 058-251-4301

メールアドレス： youti@info.kisosansen.go.jp

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

② 電子入札システムで利用できる I C カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の I C カードのみである。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしていること。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書を提出することができるが、その者が参加するためには、指名通知の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者（以下「参加表明者」という。）は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）第2条第1項別表に掲げる事業損失部門に係る業務

類似業務：登録規程第2条第1項別表に掲げる物件部門又は機械工作物部門若しくは営業補償・特殊補償部門に係る業務

(3) 参加表明者の業務拠点に関する要件

木曽川上流河川事務所管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

木曽川上流河川事務所管内とは以下の市町とする。

岐阜県内

岐阜市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、大垣市、瑞穂市、本巣市、海津市、山県市、美濃市

羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、可児郡御嵩町

愛知県内

一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町

※ 営業拠点等とは、木曽川上流河川事務所管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。なお、技術者とは(4)に記載する資格等を有する者をいう。

(4) 配置予定技術者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

① 登録規程第2条第1項別表に掲げる事業損失部門に係る登録規程第3条に掲げる補償業務の管理を司る専任の者（以下「補償業務管理者」という。）。

② 社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する事業損失部門の補償業務管理士（以下「補償業務管理士」という。）。

(5) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自らが主体的に関わったものに限る。

なお、発注者としての業務実績は、総括監督員又は主任監督員（用地調査等請負業務監督検査要領第3条第2項）としての実務経験とする。

同種業務：登録規程第2条第1項別表に掲げる事業損失部門に係る業務

類似業務：登録規程第2条第1項別表に掲げる物件部門又は機械工作物部門若しくは営業補償・特殊補償部門に係る業務

(6) 配置予定技術者の手持ち業務量に関する要件

配置予定主任担当者の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

主任担当者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、全て手持ち業務とは主任担当者、照査技術者及び担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

(7) 配置予定技術者の恒常的な雇用関係に関する要件

本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

(8) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

① 再委託の内容が、主たる業務の場合。

② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

③ 登録規程第2条第1項別表に掲げる事業損失部門、物件部門及び営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者又は事業損失部門、物件部門及び営業補償・特殊補償部門の補償業務管理士を有していない場合。

5. 担当部局

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5-1

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 経理課

電話 058-251-1322 ファクシミリ 058-251-4301

メールアドレス： youti@info.kisosansen.go.jp

6. 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：平成21年6月19日（金）から平成21年6月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで（紙入札方式による提出の場合も同じ。）。

提出先：5.と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（着信を確認すること。）で提出すること。郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電送で送付する

ものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ① 郵送又は電送する旨の表示
- ② 郵送又は電送する書類の目録
- ③ 郵送又は電送する書類のページ数
- ④ 発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式

留 意 点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

(2) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書は、返却しない。
- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先 5. と同じ。

7. 入札参加者を指名するための基準

- (1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7. (2)「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、参加表明者並びに配置予定主任担当者の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は平成21年7月1日を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目		評価の着目点		配点	評価のウェイト
		判断基準			
基本事項 (企業)	企業	業務実績	平成11年度以降の同種又は類似業務の実績の内容を次の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 5 ② 0	5
		業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績	① 5	5

			の平均を次の順位で評価する。 ① 75点以上 ② 70点以上75点未満 ③ 65点以上70点未満 ④ 60点以上65点未満 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は70点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。	② 3 ③ 1 ④ 0	
		企業信頼度 (優良表彰)	平成19年以降の優良表彰の受賞の有無を次の順位で評価する。 ① 優良表彰の受賞実績有り。 ② 優良表彰の受賞実績無し。	① 5 ② 0	5
		地域での業務経験	過去5年間の地域での業務経験を次の順位で評価する。 ① 揖斐川沿川市町村における業務経験がある。 ② 事務所管内における業務経験がある。 ③ その他 ※ 揖斐川沿川市町村とは以下の市町村とする。 大垣市、瑞穂市、本巣市、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町	① 5 ② 3 ③ 0	5
		企業信頼度 (指名停止等の措置)	以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等の処分を受けている場合、評価点を減じる。 ア) 営業停止又は指名停止期間処置後6ヶ月 イ) 文書注意後2ヶ月 ウ) 口頭注意後1ヶ月 ① 処分を受けていない。 ② 処分を受けている。	① 0 ② -5	-5
		その他（補償コンサルタント登録の有無）	当該業務に関連する部門の補償コンサルタント登録の有無を次の順位で評価する。 ① 事業損失、物件及び営業補償・特殊補償部門の補償コンサルタント登録がある。 ② 上記に該当しない。	① 5 ② 0	5
		その他（迅速性）	木曽川上流河川事務所管内の常駐技術者を次の順位で評価する。 ① 2人以上の一級建築士を有する。 ② 上記に該当しない。	① 5 ② 0	5
基本事項 (技術者)	配置予定 技術者(主任担当者)	技術者資格	技術者資格を次の順位で評価する。 ① 事業損失、物件部門及び営業補償・特殊補償部門の補償業務管理者又は事業損失、物件部門及び営業補償・特殊補償部門の補償業務管理士の資格を有する。 ② 上記に該当しない。	① 5 ② 0	5

	業務実績	平成11年度以降の同種又は類似業務の実績の内容を次の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 5 ② 0	5
	業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ① 75点以上 ② 70点以上75点未満 ③ 65点以上70点未満 ④ 60点以上65点未満 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は70点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。	① 5 ② 3 ③ 1 ④ 0	5
	技術者信頼度（優良表彰）	平成19年以降の優良表彰の受賞の有無を次の順位で評価する。 ① 優良表彰の受賞実績有り。 ② 優良表彰の受賞実績無し。	① 5 ② 0	5
	地域精通度	過去5年間の地域での業務経験を次の順位で評価する。 ① 揖斐川沿川市町村における業務経験がある。 ② 事務所管内における業務経験がある。 ③ その他 ※ 揖斐川沿川市町村とは以下の市町村とする。 大垣市、瑞穂市、本巣市、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町	① 5 ② 3 ③ 0	5

8. 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官木曾川上流河川事務所長から指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者には、書面（非指名通知書）をもって、通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官木曾川上流河川事務所長に対して非指名理由について、説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
 - ①受付場所：5. と同じ。
 - ②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判。）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：5.と同じ。

②質問の受付期間：平成21年6月19日から平成21年6月30日まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5-1

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 経理課にて閲覧する。

②閲覧期間：回答の翌日から平成21年7月8日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間

平成21年7月7日10時00分から平成21年7月8日16時00分まで。

- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により中部地方整備局木曽川上流河川事務所経理課まで持参すること。

- (3) 開札の日時

開札は、平成21年7月9日10時00分に中部地方整備局木曽川上流河川事務所にて行う。

11. 入札方法等

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
(2) 契約保証金 免除。

13. 開札

紙入札方式の場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官木曾川上流河川事務所長により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者、その他開札の時において4. に掲げる資格のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局ホームページ（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(3)について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定主任担当者の制限又は品質証明等について、次の①から④のいずれかを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、①又は②のいずれかを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

① 本業務の配置予定主任担当者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における

業務成績が75点以上の実績を有する者を担当技術者として配置する。

② 過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務において主任担当者としての実績を有する者を本業務の技術者として1名以上配置する。

③ 受注者が行う当該業務の補償コンサル業務の照査に加え、第三者による補償コンサル業務の照査を受注者の負担において実施する。

補償コンサル業務の照査を実施する第三者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

- 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- 3) 中部地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。
- 5) 第三者による補償コンサル業務の照査を実施する技術者は、用地調査等共通仕様書第2条に定める「照査技術者」と同様に、発注者が「主任担当者」と同等の知識及び能力を有すると認めた者であること。

なお、第三者による補償コンサル業務の照査にかかる再委託については、用地調査等請負契約書第6条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、用地調査等請負契約書第38条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第三者による補償コンサル業務の照査を実施した者が責任を負うものではない。

④ 当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。

また、損害補填の期間は、本業務に係る用地買収が完了するまでとする。

(2) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(3) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者が出席するものとする。また、事業計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

17. 手続における交渉の有無 無。

18. 契約書作成の要否等

用地調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件 前金払 有。

20. 火災保険付保の要否 否。

21. 関連情報を入手するための照会窓口 5. と同じ。

22. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－１～７、Ａ４判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の同種又は類似業務の実績等	・参加表明者が過去に受注した同種又は類似業務の実績及び業務成績について記載する。 ・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は3件とする。 ・記載様式は様式－２とし、1業務につきＡ４判1枚以内に記載する。 ・業務実績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を添付すること。
参加表明者の優良表彰の受賞の有無	・参加表明者の平成19年以降の優良表彰の受賞の有無について記載する。 ・記載様式は様式－３とする。 ・優良表彰の受賞がある場合は、その写しを提出すること。
参加表明者の業務拠点	・中部地方整備局管内の営業拠点等の所在地を記載する。 ・記載様式は様式－３とする。
参加表明者の地域での業務経験	・過去5年間の揖斐川沿川市町村、又は事務所管内での業務経験について1件記載する。 ・記載様式は様式－３とする。 ・業務実績が確認できる書類の写しを添付すること。
参加表明者の補償関係コンサルタント登録の状況等	・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録の状況を記載する。 ・記載様式は様式－４とする。
参加表明者の常駐技術者数	・事務所管内における常駐技術者数を記載する。 ・記載様式は様式－４とする。 ・常駐技術者数及び技術者資格が確認できる書類を添付すること。
配置予定主任担当者の経歴等	・配置予定主任担当者について、資格等を記載する。 ・予定主任担当者の平成19年以降の優良表彰の有無について記載する。 ・過去5年間の揖斐川沿川市町村、又は事務所管内での業務経験について1件記載する。 ・記載様式は様式－５とする。

	・優良表彰の受賞がある場合は、その写しを提出すること。
配置予定主任 担当者の同種 又は類似業務 の実績等	・配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績及び業務成績を記載する。 ・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は3件とする。 ・記載様式は様式－6とし、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 ・業務実績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を添付すること。
業務実施体制	・他の補償関係コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－7とする。 ・事業損失部門、物件部門及び営業補償・特殊補償部門の補償業務管理者又は事業損失部門、物件部門及び営業補償・特殊補償部門の補償業務管理士の保有状況を記載する。 ・記載様式は様式－7とする。

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し

参加表明書の提出者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

ただし、参加表明者及び配置予定主任担当者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

また、配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

23. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 参加表明書の提出後において、原則として記載した内容の変更を認めない。また、落札者

は、参加表明書等に記載した配置予定主任担当者を当該業務の主任担当者として配置すること。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- (6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、中部地方整備局木曽川上流河川事務所経理課 電話 058-251-1322へ連絡すること。

- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

- (9) 第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。再入札通知書については発注者から送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

- (10) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(別添)

(様式－１)

参 加 表 明 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
木曽川上流河川事務所長 高野 匡裕 殿

住 所
電話番号
FAX
会社名
代表者 役職名 氏名 (※印)
(※ 紙入札方式の場合は押印すること)

平成21年6月18日付けで手続開始の公示のありました平成21年度 牧田川根古地地区用地調査に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別添の様式－１から様式－７まで及び契約書の写しを提出してください。
なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(380円)の切手をはった長3号封筒を、参加表明書と併せて提出してください。

(様式－２)

参加表明者の同種又は類似業務の実績等（平成11年度以降）

業務分類	同種（あるいは類似）業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				
業務成績（評点）	〇〇 点			

※ 業務分類には、同種又は類似業務を記載すること（該当する部門に○を記載する。）。

※ 業務の概要については具体的に記述すること。

※ 業務実績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を添付すること。

(様式－３)

参加表明者の優良表彰の受賞の有無

平成19年以降の企業の優良表彰の受賞の有無（該当する番号に○を記載する。）。

- １．有り ２．無し

企業の優良表彰の受賞がある場合は、以下を記載する。

<補償関係コンサルタント業務>

表彰年	業 務 名	発 注 者	表 彰 者

※ 優良表彰の受賞がある場合は、その写しを提出すること。

参加表明者の業務拠点

営業拠点等の所在地	
会 社 名	所 在 地

参加表明者の地域での業務経験（平成16年度以降）

地域分類	揖斐川沿川市町村 ・ 事務所管内 ・ その他
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※ 業務経験は代表的なものを１件記載する。

※ 業務実績が確認できる書類の写しを添付すること。

※ 「業務の概要」欄に業務の履行場所を記載すること。（例：大垣市綾里町）

(様式－４)

参加表明者の補償コンサルタント登録の状況等

登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	更新年月日	登録部門

※ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項の別表に定める登録部門における登録状況を記載する。

参加表明者の木曽川上流事務所管内における常駐技術者数

技術者資格	常駐技術者数
一級建築士	人

※ 常駐技術者数及び技術者資格が確認できる書類を添付すること。なお、技術者資格が確認できる書類は、7. 入札参加者を指名するための基準(2)入札参加者を選定するための基準において、判断基準とされている「2人以上」であることが確認できる技術者分を添付すればよい。

配置予定主任担当者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日				才
②所属・役職						
③保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)						
④平成19年以降の優良表彰の受賞						
有無	表彰年	業務名	発注者	技術者	表彰者	
⑤当該事務所周辺での業務経験（平成16年度以降）						
業務名（TECRIS登録番号）等			履行期間		受注会社名	

※ 優良表彰の受賞がある場合は、その写しを提出すること。

※ 業務実績が確認できる書類の写し等を添付すること。

※ ⑤の「業務名等」欄に業務の履行場所を記載すること。（例：大垣市綾里町）

(様式－ 6)

配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績等（平成11年度以降）

業務分類	同種（あるいは類似）業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 T E L				
業務の概要				
業務の技術的特徴				
当該技術者の業務 担当の内容				
業務成績（評点）	〇〇 点			

※ 業務分類には、同種又は類似業務を記載すること（該当する部門に○を記載する。）。

※ 業務の概要等については業務概要、又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※ 発注者としての総括監督員又は主任監督員での経験を記載する場合は、事務所名、年次、役職等も記載すること。

※ 業務実績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を添付すること。

業務実施体制

(再委託等の内容)

--

注：他の補償関係コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(補償業務管理士等の保有状況)

土地調査部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
土地評価部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
物件部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
機械工作物部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
営業補償・特殊補償部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
事業損失部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
補償関連部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
総合補償部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	

※ 保有する補償業務管理者又は補償業務管理士について記載する。